国土交通省 近幾地方整備局琵琶湖河川事務所長 河村 賢二 様

河川保全利用委員会 （琵琶湖河川事務所）委員長


占用許可申請に対する意見書
（守山市 野洲川小浜河川公園）

平成 18 年 1 月 16 日付け国近整琵占調第 28 号にて意見照会の ありました下記占用許可施設について，河川管理者が対象施設 の占用許可の更新の審査を行うに際し，下記の意見及び要望事項を具申いたします。

対象施設の概要

| 施設の名称 | 野洲川小浜河川公園 |
| :--- | :--- |
| 場 所 | 守山市小浜町地先 <br> （右岸 1.2 km 付近から 1.5 km 付近） |
| 占用施設 | 多目的広場，緑地広場，坂路 |
| 申請者 | 守山市 |
| 占用面積 | $17,268.0 \mathrm{~m}^{2}$ |

## 1．委員会としての意見•要望

対象施設は，平成 13 年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」にもとづ いて，河川改修時の「地域分断」に対応した地元交流の場として地元要望により平成 14 年に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は，多目的広場，緑地広場であり，設置されて以降，施設利用について大きな変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり，利用者相互のルールで運用されている。利用者は関係住民が中心であるため，地域に密着した利用者間の交流も図れている。利用状況を見ると，多目的広場は利用され整備もされているが， この上流側にある緑地広場は整備状況から十分に利用されていないと見られる。ま た，野洲川河口部に近いため，この施設の駐車場を利用して，低水護岸上から魚釣 りをする釣り人が多い。

当該箇所は，野洲川河口部に近い，河川敷の高水敷の占用箇所であり，とくに冬季には琵琶湖からの鳥類の飛来が多く見られる部分である。また，環境面を考える と，高水敷の全幅を占用した利用であるため，生物の生息環境をとくに縦断方向に分断する影響があると考える。

当委員会は，「川でなければできない利用」を尊重する観点から，当該多目的広場等は河川敷以外での設置•利用が可能であるため，河川敷への設置は妥当とはい えず，河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって，対象施設は縮小，または堤内地で代替地を確保すべき施設であると考える

このため，土地を供出した開削河川である経緯や地域の強い要望がある現状から， すぐに対応することは難しい面はあるが，代替地の確保または既存施設の規模の縮小を検討すべきであると考える。

ただし，占用を継続するひとつの方策として，利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更する選択肢が考えられる。このよ うな配慮が十分になされた場合には，継続占用は可能と考える。対話集会では，中州を観察する施設，ワンド構造の変更，水遊びの施設などの「川とのふれあい」の設置要望が寄せられていることからも，従来のスポーツ・レクリエーション施設の みでなく，川遊びを含めた川とのふれあいができる自然公園的な施設など，「川で なければできない利用」を含め，利用形態の改善を検討されたい。おおよそ 2 年を目途に結論を出していただきたい。

したがって，当委員会は，下記の意見及び要望事項を付して，対象施設の占用許可期間更新が適当であると考える。

【占用許可期限の更新についての意見】
（1）多目的広場の代替地の確保または規模の縮小の検討を行うよう指導すること。
（2）多目的広場などの占用施設の利用形態を，河川とのふれあいのできる利用形態に変更する検討を行うよう指導すること。検討に際し，河川管理者は協力 すること。
③「代替地の検討」または「川とのふれあいへの検討」の報告期限を 2 年とし結論を確認すること。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】
（1）占用者が利用実態を十分把握していないので，把握を行うよう指導すること。
（2）河川利用の課題が多く見られるので，公園利用のあり方について占用者，関係住民と議論を行い「河川のあり方」を示すこと。

2．検討の経緯

平成18年1月16日
平成18年1月20日

平成18年3月3日 委員会
平成 18 年 8 月 31 日 意見交換会
平成18年10月3日 委員会

意見照会書の受理
河川管理者から申請内容についての説明対象施設及び周辺の現地調査確認委員による意見交換
申請者から申請理由•内容についての説明委員による意見交換
申請者から申請内容についての補足説明委員による意見交換
委員による占用許可期間更新について協議

河川保全利用委員会 （琵琶湖河川事務所）

占用許可申請に対する意見書

## （守山市 野洲川改修記念公園）

平成18年1月16日付け国近整琵占調第28号にて意見照会の ありました下記占用許可施設について，河川管理者が対象施設 の占用許可の更新の審査を行らに際し，下記の意見及び要望事項を具申いたします。

対象施設の概要

| 施設の名称 | 野洲川改修記念公園 |
| :--- | :--- |
| 場 所 | 守山市笠原町地先 <br> （左岸 3.8 km 付近） |
| 占用施設 | ゲートボール場，サッカー場，グラウンドゴルフ場 |
| 申請者 | 守山市 |
| 占用面積 | $23,097.01 \mathrm{~m}^{2}$ |

1．委員会としての意見•要望
対象施設は，旧野洲川南流の締切箇所の堤防を安定させるためと，非常用土砂等 を備蓄するために，堤防の裏側に盛土をした野洲川南流側帯に設置されたものであ る。

占用施設としては，昭和 63 年にゲートボール場，平成 8 年にサッカー場，平成 9年にグラウンドゴルフ場が設置され，自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されている。

当該箇所は，河川敷に位置しているが，高水敷ではなく堤防の堤内地側（側帯） に位置する部分の占用である。このため，「川でなければできない利用」の観点か らは，河川の自然環境に与える影響は少ないと考えられる施設で，生物の生息環境 の連続性を分断する恐れも少ないと判断する。

当委員会は，スポーツ施設等の本来河川敷以外で利用されるべき施設は縮小して いくことが原則であるが，野洲川改修の歴史的経緯を経て昭和 63 年から設置され，多くの利用者があり広域的な利用者交流も図れている現状と，水害歴史を紹介する場としての観点から，継続使用が妥当と考える。さらに利用者の利便性を考慮した施設の有効利用と駐車場に関する改善を要望するものである。

したがって，当委員会は，下記の意見及び要望事項を付して，対象施設の占用許可期間更新が適当であると考える。

【占用許可期限の更新についての意見】
①）グラウンドゴルフ場はあまり利用されておらず，維持管理も十分でない状態で ある。利用を図ることのできる形に変更をするか，返却の検討をされたい。ま た，他の野洲川河川公園の代替候補地点として検討をされたい。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】
（1）占用施設のための駐輪場，駐車場が設置されておらず，来場者は，道路上に駐車している。対話集会では，駐車場設置の要望が多く寄せられており，駐輪場，駐車場の整備を検討されたい。

2．検討の経緯

平成18年1月16日
平成18年1月20日 委員会

平成 18 年 3 月 3 日 委員会

平成 18 年8月31日 意見交換会
平成 18 年10月3日 委員会

意見照会書の受理
河川管理者から申請内容についての説明対象施設及び周辺の現地調査確認委員による意見交換
申請者から申請理由•内容についての説明委員による意見交換
申請者から申請内容についての補足説明委員による意見交換
委員による占用許可期間更新について協議

国土交通省 近幾地方整備局琵琶湖河川事務所長 河村 賢二 様

河川保全利用委員会
（琵琶湖河川事務所）委員長

## 占用許可申請に対する意見書 <br> （守山市 野洲川川田河川公園）

平成18年1月16日付け国近整琵占調第28号にて意見照会の ありました下記占用許可施設について，河川管理者が対象施設 の許可期間の更新の審査を行うに際し，下記の意見及び要望事項を具申いたします。

対象施設の概要

| 施設の名称 | 野洲川川田河川公園 |
| :--- | :--- |
| 場 所 | 守山市川田町地先 <br> （左岸 5.3 km 付近から 5.9 km 付近） <br> 占用施設 |
| 多目的広場，緑地広場，グラウンドゴルフ場，坂路，管理 <br> 道路 |  |
| 申請者 | 守山市 |
| 占用面積 | $34,152.40 \mathrm{~m}^{2}$ |

対象施設は，平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」にもとづ き，平成 14 年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は，多目的広場，緑地広場，グラウンドゴルフ場であり，設置されて以降，施設利用に大きな変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり，利用者相互のルールで運用されている。利用者は関係住民を中心に他の地域の住民も利用 しており，地域に密着した利用者間の交流も図れている。利用状況については，グ ラウンドゴルフ場の利用者が最も多く，整備も行き届いている。また，駐車場に車 を停め，低水護岸を川まで降りて川遊びをする家族連れも見られる。
当該箇所は，河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり，生態系を含めた環境面を考えると，とくにグラウンドゴルフ場は占用区間が長く，生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考える。

当委員会は，「川でなければできない利用」を尊重する観点から，当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置•利用が可能であるため，河川敷への設置は妥当とは いえず，河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって，対象施設は，縮小，または堤内地で代替地を確保すべき施設であると考える。

このため，地域の要望や利用者の必要性が高い現状から，すぐに対応することは難しい面もあるが，代替地の確保または既存施設の規模の縮小を検討すべきである と考える。
ただし，占用を継続するひとつの方策として，利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更する選択肢が考えられる。このよ うな配慮が十分になされた場合には，継続占用は可能と考える。従来のスポーツ・ レクリエーションとしての利用のみでなく，川遊びを含めた川とのふれあいができ る自然公園的な施設など，「川でなければできない利用」を含め，利用形態の改善 を検討されたい。おおよそ 2 年を目途に結論を出していただきたい。

したがって，当委員会は，下記の意見及び要望事項を付して，対象施設の占用許可期間更新が適当であると考える。

【占用許可期限の更新についての意見】
①スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保または規模の縮小の検討を行うよう指導すること。
（2）占用施設の利用形態を，河川とのふれあいのできる利用形態を含む施設に変更する検討を行うよう指導すること。検討に際し，河川管理者は協力するこ と。
（3）「代替地の検討」または「川とのふれあい可能な利用形態への検討」の報告期限を 2 年とし結論を確認すること。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】
（1）占用者が利用実態を十分把握していないので，把握を行うよう指導すること。
（2）多くの利用者を考え，駐車場設置場所に身障者駐車スペースの設置と駐輪場 の設置を検討すること。
③トイレのスロープなど仮設構造物は周辺景観に配慮すること。
（4）河川利用の課題が多く見られるので，公園利用のあり方について占用者，関係住民と議論を行い「河川のあり方」を示すこと。

## 2．検討の経緯

平成18年1月16日平成 18 年1月20日平成18年3月3日 委員会

平成 18 年 8 月 31 日 意見交換会
平成 18 年10月3日 委員会

意見照会書の受理
河川管理者から申請内容についての説明対象施設及び周辺の現地調査確認委員による意見交換
申請者から申請理由•内容についての説明委員による意見交換
申請者から申請内容についての補足説明委員による意見交換

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン様

河川保全利用委員会 （琵琶湖河川事務所）委員長 笁 文彦

## 占用許可申請に対する意見書

## （グライダー操縦訓練場）

平成18年12月5日付け国近整琵占調第43号にて意見照会の ありました下記占用許可施設の許可に関して，下記の意見及び要望事項を具申いたします。

対象施設の概要（新設）

| 施設の名称 | 日本学生航空連盟野洲川滑空場 |
| :--- | :--- |
| 場 所 | 守山市川田町中柳島地先～野洲市三宅地先 <br> （右岸 $5.6 \mathrm{~km} \sim 6.85 \mathrm{~km}$ 地点） |
| 占用施設 | 離陸用滑走路，着陸用滑走路，搬入路，駐車場 |
| 申請者 | 財団法人 日本学生航空連盟 |
| 占用面積 | 66,122 平方メートル |

1．委員会としての意見•要望
占用希望場所は，申請者が関西地域にグライダー操縦訓練場がないことから，安全にグライダー訓練をするための諸条件を満足する空間として選定した場所である。学業とグライダー訓練を両立する観点を考慮し，関西地区所属大学から近距離の場所として，野洲川河川敷を選定した。

占用希望の野洲川河川敷は，J R 野洲駅から 2 km の距離にある。過去に防災訓練に使用されたことがあるが，現在は未占用地で，草地の状態の場所である。堤防上の道路は，車の通行が禁止された管理用通路で散策者や地域の人が利用している。側帯部には，災害用備蓄資材置場がある。

当委員会は，申請者から占用施設の説明を受け，審査表に基づく審査を実施した。審査の過程では，当該占用希望場所と類似した河川敷に設置されたグライダー操縦訓練場の現地調査を行うとともに，河川管理者が開催した対話集会の報告を受けた。

当該占用希望場所のグライダー操縦訓練場利用は，利用形態から環境に与える影響は大きくはないと考えられるが，河川敷の高水敷を長さ約 1 km にわたる占用空間であり，動植物とその生息•生育環境に影響がないとは言えない。

グライダー訓練施設を，関西地域で新たに必要とする事情は理解するが，野洲川 の河川敷でなければならない理由は不十分であると考える。

また，グライダーの飛行範囲および周辺の住民には，上空飛行に伴う墜落等にか かわる不安の声がある。

当委員会は，基本理念である「川でなければできない利用•川に活かされた利用」を遵守する観点から，グライダー操縦訓練場は河川敷以外での設置•利用が可能な施設であること，および新規の占用施設である当該グライダー操縦訓練場が「川との親水性」を持たせる等「川に活かされた利用」を図ることができる施設と は認められないことから，河川敷への設置は適切とはいえず，河川敷以外に設置す べき施設であると判断する。

審査において，適切でないと判断した事項を以下に記す。
（1）福井空港等の使用事例があることから，他の空港を含めた堤内地での代替可能性について精査が必要である。
（2）環境への影響では，生物（例えば鳥類）への影響が及ぶ可能性があるため，事前に影響調査を行い，グライダーが上昇•降下する際の鳥への影響を評価する ことが必要である。
（3）上空飛行による墜落等の安全性に対する不安の声があり，地域住民の不安感を払拭する取り組みにより，安全性を含めた合意を得ることが必要である。
（4）住民に対して，グライダー操緃訓練場設置の説明がなかったことが，話し合い を難しくしていることから，相互理解を進める対話が必要である。
⑤）広大な面積を排他的に利用するので，施設規模（占用面積）の縮小を図る検討が必要である。
（6）広域からの来場利用であり，地域密着型ではないので，自治体•住民と協調し た活動を含めた施設利用の検討が必要である。

なお，当委員会が適切でないと判断した事項等についての検討を申請者が行い，施設訃画を変更して申請を行なった場合は，新たな意見照会案件として扱うことと する。

2．検討の経緯

| 平战18年19］20Ft | 委颔会 | グライダー操綐訓練場現地調査（策前） |
| :---: | :---: | :---: |
| 平成18年12月5日 |  | 意見照会書の受理 |
| 平成19年2月11 | 委员会 | 河川管理者から中請内容についての説明委員による意見交換 |
| 平成19年5月24日 | 委员会 | 申請者から申請理由•内容についての説明委員による意見交換 |
| 平城19年6月311 | 現地調查会 | 類似グライダー操縦訓練場の玩地調相委員による意見交換 |
| 平成19年7月29日 | 現地見学会 | 野洲川操縱䚯練場の現地調査 |
| 平成19年10月4日 | 委趧会 | 委員による占用施設の審議委員による意見交換 |
| 平成19年12月6日 | 委員会 | 委員による占用施設の審議委員による意見交換 |
| 平成19年12月20日 | 委虽会 | 委員による意見書（案）の審議 |

国土交通省 近幾地方整備局琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン様

河川保全利用委員会 （琵琶湖河川事務所）委員長 笁 文彦

## 占用許可申請に対する意見書 <br> （野洲川立入河川公園）

平成19年12月4日付け国近整玨占調第30号にて意見照会の ありました下記占用許可施設の許可に関して，下記の意見及び要望事項を具申いたします。

対象施設の概要


## 1．委員会としての意見•要望

対象施設は，平成 3 年 3 月から野洲川左岸の高水敬に設置され，平成 10 年 3 月 に策定された「野洲川ふるさとの川整備計画」に基づき，スポーツ，レクリエーシ ョン空間として，残された高木の樹林（河㽣林）と一体として順次整備をされてきた ものである。

占用施設は，平成 10 年にグラウンドゴルフ場の設惪，平成 12 年に多目的広場の設置，駐車場の整備が行なわれ現在の形態になっている。施設利用形態は，多目的広場のみが有料施設であり，グラウンドゴルフ場は無料施設であるため利用者相互 のルールで運用されている。施設は公園管理委託業務により維持管理がなされてお り，地域に密着した利用が図られている。
施設利用者数は，年間約 41,000 人でグラウンドゴルフ場の利用者が約 7 割と最も多い。

当該箇所の一部は，河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり，グラウンドゴ ルフ場は約 500 m と占用区間が長く，生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考える。

また，多目的広場の下流側に高木の樹林帯が残されているが，到いの場としての一体的整犕は十分でない状況である。
当委員会は，基本理念である「川でなければできない利用•川に活かされた利用」を尊重する観点から，当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置•利用が可能 であるため河川敷への設置は妥当とはいえず，河川敷以外に設置すべき施設である と判断する。したがって，対象施設は，堤内地で代替地を確保するか，または縮小•廃止すべきであると考える。

よって，地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難し い面もあるが，代替地の確保または既存施設の規模の縮小•廃止を検討すべきであ ると考える。

このため，施設の自然化への取組み，施設の縮小•廃止に向けた取組み，川に活 かされた利用の取組みなど，具体的行動に結びつく環境改善をされたい。また，施設の縮小•廃止については野洲市，栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設 けて検討を進め，おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。

したがって，当委員会は，下記の意見を付して，対象施設の占用許可期間更新が適当であると考える。

## 【占用許可期限の更新についての意見】

（1）一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは，バスケット ボール場のハードコート，駐車場のアスファルト舗装等をいう。
「自然化」とは，「舖装部分を非舗装化することで自然に近づけること」をい う。
「自然化」により，施設の機能が維持できない場合は，他の施設形態への変更 を検討させること。
（2）施設の縮小•廃止の検討を期限内に完了させること。河川舫に設置された野洲市，栗東市の類似施設との共有化による縮小•廃止の調整協議の場を設けて具体的に検討をさせること。

グラウンドゴルフ場は，利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用 とし，グラウンドの共有化，縮小•廃止及びバスケットボール場の縮小•廃止 を検討されたい。
（3）「川に活かされた利用の取組み」など，河川環境に刘する公園利用者や市民の関心を高め，関わりを深めるための具体策について，期限内に計画を策定させ ること。
（4）上記（1）（2）（3）の検討結果の期限を3年とし，検討結果を委員会に報告すること。
（5）利用されていない（利用者の少ない）施設，過剩であると考えられる構造物は撤去させること。

2．検討の経緯
平成19年12月4日
平成19年12月6日 委員会
平成19年12月20日 委員会
平成 20 年1月17日 委員会
平成 20 年 2 月 21 日 委員会
平成 20 年 3月17日 委員会

意見照会書の受理
河川管理者から申請内容についての説明委員による意見交換
申請施設の現地調查委員による意見交換
申請者から申請内容についての説明委員による占用湤設の審議と意見交換委員による占用施設の審議委員による意見交換
委員による意見書（案）の審議

以上

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 津森 ジェン様

河川保全利用委員会
（琵琶湖河川事務所）委員長 笁 文彦

占用許可申請に対する意見書
（野洲川河川公園）

平成19年12月4日付け国近整琵占調第 30 号にて意見照会の ありました下記占用許可施設の許可に関して，下記の意見及び要望事項を具申いたします。

対象施設の概要


1．委員会としての意見•要望
対象施設は，野洲川改修で，広大な河川敷が造成されたことを機に市民ニーズの高かった運動公園として昭和57年2月に野洲川右岸の高水敷に設惪されたもので ある。

占用施設は，芝生広場，野球場，陸上競技場，テニスコート，ゲートボール場， グラウンドゴルフ場，自転車歩行者道が設置されている。利用者からの要旺により，平成5年度にゲートボール場の一部をグラウンドゴルフ場に変更，平成10年度に グラウンドゴルフ場を拡充，平成11年度にテニスコートの全面改修，ベンチの増設，高木の植栽を実施している。
施設利用形態は，芝生広場以外は有料施設であり，指定管理者を定めて維持管理 がなされており，地域に密着した利用が図られている。
施設利用者数は，年間約 63，000人でテニスコートの利用者が約 4 割と最も多い。
当該箇所は，占用施設全長にわたり低水護岸との間に幅 10 m 程度の數地が連続的 に確保されており，生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくはないと考 える。

当委員会は，基本理念である「川でなければできない利用•川に活かされた利用」を尊重する観点から，当該スポーツ施設等は河川數以外での設置•利用が可能 であるため河川敷への設置は妥当とはいえず，河川數以外に設置すべき施設である と判断する。したがって，対象施設は，堤内地で代替地を確保するか，または絔小•廃止すべきであると考える。

よって，地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難し い面もあるが，代替地の碓保または既存施設の規模の縮小•廃止を検討すべきであ ると考える。

このため，施設の自然化への取組み，施設の縮小•廃止に向けた取組み，川に活 かされた利用の取組みなど，具体的行動に結びつく環境改善の㭲討をされたい。ま た，施設の縮小•廃止については守山市，栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め，おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。

したがって，当委員会は，下記の意見を付して，対象施設の占用許可更新が適当 であると考える。

【占用許可期限の更新についての意見】
（1）一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは，テニスコー トの砂入り人工芝，駐車場のアスファルト舗装等をいう。
「自然化」とは，「剱装部分を非鋪装化することで自然に近づけること」をい う。
「自然化」により，施設の機能が維持できない場合は，他の施設形態への変更 を検討させること。
（2）施設の縮小•廃止の検討を期限内に完了させること。河川敖に設置された守山市，栗東市の類似施設との共有化による縮小•発止の調整協議の場を設けて具体的に検討をさせること。
グラウンドゴルフ場は，利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用 とし，陸上競技場，野球場，テニスコートの共有化，縮小•廃止を検討された い。
（3）「川に活かされた利用の取組み」など，河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め，関わりを深めるための具体策について，期限内に計画を策定させ ること。
（4）上記（1）（2）（3）の検討結果の期限を3年とし，検討結果を委員会に報告すること。
（5）利用されていない（利用者の少ない）施設，過剩であると考えられる構造物は撤去させること。

## 2．検討の経緯

平成19年12月4日
平成19年12月6日 委員会
平成19年12月20日 委員会

平成 20 年 1 月 17 日 委員会
平成20年2月21日 委員会
平成 20年3月17日 委員会

意見照会書の受理
河川管理者から申請内容についての說明委員による意見交換
申請施設の現地調査委員による意見交換
申請者から申請内容についての説明委員による占用施設の審議と意見交換委員による占用施設の審議
委員による意見交換
委員による意見書（案）の審議

河川保全利用委員会 （琵琶湖河川事務所）委員長 笠 文彦

占用許可申請に対する意見書
（野洲川運動公園）

平成19年12月4日付け国近整琵占調第 30 号にて意見照会の ありました下記占用許可施設の許可に関して，下記の意見及び要望事項を具申いたします。

対象施設の概要


## 1．委員会としての意見•要望

刘象施設は，昭和47年6月に野洲川緑地として都市計画決定され，都市公園と して昭和 48 年 11 月に野洲川左岸の高水政に設置されたものである。設置前には堤外民地が公園内にあったことから，梁東市が用地買収を実施し，野洲川改修事業で残された高木の樹林（河畔林）と一体として順次整備をしてきたものである。

占用施設は，陸上競技場，グラウンドゴルフ場，ソフトボール場，テニスコート，芝グラウンド，パターゴルフ場が設置されている。
施設利用形態は，芝生広場以外は有料施設であり，指定管理者を定めて維持管理 がなされており，地域に密着した利用が図られている。
施設利用者数は，年間約 57,400 人でソフトボール場（約 1 万人の花火大会の見学者を含む）の利用者が約3割と最も多い。
当該䈏所の一部は，河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり，グラウンドゴ ルフ場は約 400 m と占用区間が長く，生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考える。

また，多目的広場の河川側には，高木の樹林帯が残されてるが，想いの場として の一体的整備は十分でない状沉である。
当委員会は，基本理念である「川でなければできない利用•川に活かされた利用」を尊重する観点から，当該スポーツ施設等は河川數以外での設置•利用が可能 であるため河川僌への設置は妥当とはいえず，河川敷以外に設置すべき施設である と判断する。したがって，対奚施設は，堤内地で代替地を榷保するか，または縮小•廃止すべきであると考える。

よって，地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難し い面もあるが，代替地の磪保または既存施設の規模の縮小•廃止を検討すべきであ ると考える。

このため，施設の自然化への取組み，施設の縮小•廃止に向けた取組み，川に活 かされた利用の取組みなど，具体的行動に結びつく環境改善の検討をされたい。ま た，施設の縮小•廃止については守山市，野洲市と類似施設の其有化に係る協議の場を設けて検討を進め，おおよそ3年を目途に結諭を出していただきたい。

したがって，当委員会は，下記の意見を付して，対象施設の占用許可期間更新が適当であると考える。

## 【占用許可期限の更新についての意見】

（1）一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは，陸上競找場 のウレタン舗装，テニスコートの砂入り人工芝，駐車場のアスファルト舗装等 をいう。
「自然化」とは，「舗装部分を非舗装化することで自然に近づけること」をい う。
「自然化」により，施設の機能が維持できない場合は，他の施設形態への変更 を検討させること。
（2）施設の縮小•廃止の検討を期限内に完了させること。河川敷に設置された守山市，野洲市の類似施設との共有化による縮小•廃止の調整畅議の場を設けて具体的に検討をさせること。

グラウンドゴルフ場は，利用者も多く環境に与える影響は少ないので，継続使用とし，陸上競技場，ソフトボール場，テニスコートの共有化，縮小•廃止を検討されたい。
（3）「川に活かされた利用の取組み」など，河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め，関わりを深めるための具体策について，期限内に計画を策定させ ること。
（4）上記（1）（2）（3）の検討結果の期限を3年とし，検討結果を委員会に報告すること。
（5）施設の維持管理において，除草剤•殺虫剤の使用を直ちに中止させること。
（6）利用されていない（利用者の少ない）施設，過剩であると考えられる構造物は撤去させること。

## 2．検討の経緯

平成19年12月4日
平成19年12月6日 委員会
平成19年12月20日 委員会
平成20年1月17日 委員会
平成20年：2月21日 委員会
平成20年3月17日 委員会

意見照会書の受理
河川管理者から申請内容についての説明委員による意見交換
申請施設の現地調査委員による意見交換申請者から申請内容についての説明委員による占用施設の審議と意見交換委員による占用施設の審議委員による意見交換委員による意見書（案）の審議

以上

国土交通省 近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン 様

河川保全利用委員会
（琵琶湖河川事務所）
委員長 竺 文彦

## 占用許可申請に対する意見書

（守山市 野洲川小浜河川公園）

平成 2 0 年 1 2月4日付け国近整琵占調第 4 7 号にて意見照会のありました以下の占用許可申請施設について，下記のとお り答申いたします。

占用許可申請施設の概要

| 施設の名称 | 野洲川小浜河川公園 |
| :---: | :---: |
| 場 所 | 守山市小浜町地先 <br> （右岸 1． 2 km 付近から 1.5 km 付近） |
| 主 な 施 設 | 多目的広場，緑地広場，坂路 |
| 申 請 者 | 守山市 |
| 占 用 面 積 | 17， $268.60 \mathrm{~m}^{2}$ |

1．委員会としての判断•意見•要望
占用許可申請施設は，平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」 に基づき，野洲川改修事業時の「地域分断」に配慮した地元交流の場として地元要望により平成14年に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

主な施設は，多目的広場，緑地広場及び坂路であり，設置されて以降，施設形態 についての変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり，利用者相互のルー ルで運用されている。利用者は地元住民以外の釣り人もいるが，主に地元住民や地元児童が中心であるため，地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況を見ると，多目的広場は利用され整備もされているが，この上流側にある緑地広場は整備状況から十分に利用されていないと思われる。

占用箇所は，野洲川河口部に近い高水敷であり，特に冬季には琵琶湖から鳥類の飛来が多く見られる。また，環境面を考えると，高水敷の全幅を占用した利用であ るため，生物の生息•生育環境を縦断方向に分断していることから影響があると考 える。

当委員会は，河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り，スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考え ており，当該多目的広場等は河川敷以外での設置•利用が可能であるため，河川敷 への設置は妥当とは言えず，堤内地で代替地を確保して河川敷以外にすべてを設置， あるいは規模を縮小すべき施設であると判断する。

この判断については前回意見書（平成19年1月18日付け）と同様であるが，前回意見書では，土地を供出した開削河川である経緯や地域の強い要望がある現状 を踏まえて，多目的広場の代替地の確保又は規模の縮小の検討を行い，その検討の結果，代替地の確保及び規模の縮小ができない場合には，占用を継続するひとつの方策として，利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更する検討を行うよう意見を附したところである。しかし，当委員会は申請者から利用形態の変更として階段護岸を設置する案の報告は受けたものの，最 も重要である代替地の確保及び規模の縮小の検討結果報告は詳細なものではなく，当委員会として納得できる報告ではなかった。

したがって，当委員会は下記の意見及び要望事項を附した上で，その意見に沿っ た占用許可の更新を行うことが妥当であると考える。

【占用許可期限の更新についての意見】
（1）多目的広場の代替地の確保又は規模の縮小の検討を具体的かつ詳細に行うよ う指導すること。
（2）十分に利用されていない緑地広場の利用形態について，環境学習などに活か せるような利用可能性を検討するよう指導すること。
（3）上記意見の検討期限を 1 年とし，検討結果を当委員会へ報告すること。
【占用許可期限の更新に関連する要望事項】
階段護岸を設置する際には，生物に十分配慮した構造とすること。

2．検討の経緯
平成20年12月4日 意見照会書の受理
平成20年12月4日 委員会 占用許可施設の現地調査平成19年1月18日付け意見書に基づく報告
河川管理者による概要説明
平成21年1月22日 委員会
平成21年3月5日 委員会
申請者から占用許可申請説明書の説明
委員による占用許可施設の審議
委員による意見書（案）の審議

3．これまでに提出した意見書
平成19年1月18日付け意見書

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン 様

河川保全利用委員会 （琵琶湖河川事務所）委員長 第 文彦

## 占用許可申請に対する意見書

## （守山市 野洲川川田河川公園）

平成20年12月4日付け国近整琵占調第47号にて意見照会のありました以下の占用許可申請施設について，下記のとお り答申いたします。

占用許可申請施設の概要

| 施設の名称 | 野洲川川田河川公園 |
| :---: | :---: |
| 場 所 | 守山市川田町地先 <br> （左岸 5.3 km 付近から 5.9 km 付近） |
| 主 な 施 設 | 多目的広場，緑地広場，グラウンドゴルフ場，坂路，管理道路 |
| 申 請 者 | 守山市 |
| 占 用 面 積 | 34，152． $40 \mathrm{~m}^{2}$ |

## 1．委員会としての判断•意見•要望

占用許可申請施設は，平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」 に基づき，平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

主な施設は，多目的広場，緑地広場，グラウンドゴルフ場などであり，設置され て以降，施設形態についての大きな変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則で あり，利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民を中心に他の地域 の住民も利用しており，地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況 については，グラウンドゴルフ場の利用者が最も多く，整備も行き届いている。ま た，駐車場に車を停め，低水護岸を降りて川遊びをする家族連れなども見られる。

占用箇所は，高水數の全幅を占用した利用であり，生態系を含めた環境面を考え ると，特にグラウンドゴルフ場は占用区間が長く，生物の生息•生育環境を縱断方向に分断していることから影響があると考える。

当委員会は，河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り，スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考え ており，当該施設は河川數以外での設置•利用が可能であるため，河川敷への設置 は妥当とは言えず，堤内地で代替地を確保して河川數以外にすべてを設置，あるい は規模を縮小すべき施設であると判断する。

この判断については前回意見書（平成19年1月18日付け）と同様であるが，前回意見書では，地域の要望や利用者の必要性が高い現状を踏まえて，スポーツ・ レクリエーション施設の代替地の確保又は規模の縮小の検討を行い，その検討の結果，代替地の確保及び規模の縮小ができない場合には，占用を継続するひとつの方策として，利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更する検討を行うよう意見を附したところである。しかし，当委員会は申請者から利用形態の変更として階段護岸を設置する案の報告は受けたものの，最も重要である代替地の確保及び規模の縮小の検討結果報告は詳細なものではなく，当委員会として納得できる報告ではなかった。

したがって，当委員会は下記の意見及び要望事項を附した上で，その意見に沿っ た占用許可の更新を行うことが妥当であると考える。

【占用許可期限の更新についての意見】
（1）スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保または規模の縮小の検討を具体的かつ詳細に行うよう指導すること。
（2）緑地広場の現状はグラウンドゴルフ場として利用されていることから，緑地広場としての適切な利用のあり方について検討するよう指導すること。
③上記の意見の検討期限を 1 年とし，検討結果を当委員会へ報告すること。
【占用許可期限の更新に関連する要望事項】
階段護岸を設置する際には，河川環境への影響を最小限に留め，また生物に十分配慮した構造とすること。

2．検討の経緯
平成20年12月4日 意見照会書の受理
平成20年12月4日 委員会 占用許可施設の現地調査
平成19年1月18日付け意見書に基づく報告
河川管理者による概要説明
平成 2 1年1月22日 委員会 申請者から占用許可申請説明書の説明委員による占用許可施設の審議
平成21年3月5日 委員会 委員による意見書（案）の審議

3．これまでに提出した意見書
平成19年1月18日付け意見書

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン 様

河川保全利用委員会
（琵琶湖河川事務所）
委員長 笛 文彦

## 占用許可申請に対する意見書

（守山市 野洲川改修記念公園）

平成20年12月4日付け国近整琵占調第47号にて意見照会のありました以下の占用許可申請施設について，下記のとお り答申いたします。

占用許可申請施設の概要

| 施設の名称 | 野洲川改修記念公園 |
| :---: | :---: |
| 場 所 | 守山市笠原町地先 <br> （左岸 3.8 km 付近） |
| 主 な 施 設 | ゲートボール場，サッカー場，グラウンドゴルフ場 |
| 申 請 者 | 守山市 |
| 占用面 積 | 23， $097.01 \mathrm{~m}^{2}$ |

## 1．委員会としての判断•要望

占用許可申請施設は，旧野洲川南流における締切箇所の堤防を安定させ，また，非常用土砂等を備蓄する目的で，堤防の裏側に盛土により整備された野洲川南流側帯上に設置されたものである。

主な施設としては，昭和 63 年にゲートボール場，平成 8 年にサッカー場，平成 9年にグラウンドゴルフ場が整備され，自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されているとともに，野洲川改修事業や野洲川の水害の歴史を紹介•学習する場としても利用されている。

当委員会は，河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り，スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考え ているが，当該施設は当委員会が望ましい利用形態として揭げている「治水•利水 のあり方を理解するための利用」に合致する利用がなされていること，河川の自然環境に与える影響が少なく，生物の生息•生育環境の連続性を分断する恐れが少な いこと，多くの利用者があり広域的な利用者交流も図られていることなどから，以下の要望事項を附した上で，占用許可の更新は妥当であると判断する。

【占用許可の更新に関連する要望事項】
前回意見書（平成19年1月18日付け）で要望した駐輪場•駐車場の整備に関しては，当委員会へ報告がなされた検討結果に沿って，整備が確実に実施さ れることを要望する。

2．検討の経緯
平成20年12月4日 意見照会書の受理
平成20年12月4日 委員会 占用許可施設の現地調査
平成19年1月18日付け意見書に基づく報告
河川管理者による概要説明
平成21年1月22日
委員会
申請者から占用許可申請説明書の説明委員による占用許可施設の審議
平成21年3月 5日 委員会 委員による意見書（案）の審議

3．これまでに提出した意見書
平成19年1月18日付け意見書

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 守安 邦弘 様

河川保全利用委員会
（琵琶湖河川事務所）
委員長 三田村 緒佐武

## 占用許可申請に対する意見書

（野洲市•守山市 野洲川ふれあい広場）

平成21年6月2日付け国近整琵占調第 6 号にて意見照会の ありました以下の占用許可申請について，下記のとおり答申いた します。

占用許可申請の概要

| 名 |  | 称 | 野洲川ふれあい広場 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 場 |  | 所 | 守山市小島町字橋本～野洲市野洲字坂田地先 <br> （左岸 $6.8 \mathrm{k}+50 \mathrm{~m} \sim 8.4 \mathrm{k}+50 \mathrm{~m}$ 付近） |
| 主 な 施 設 | せせらぎ広場，ホタル広場，イベント広場，自由広場 |  |  |

1．委員会としての判断•要望
「野洲川ふれあい広場」は，野洲川改修工事で整備された高水敷において「野洲川河川環境管理基本計画」に基づき，平成6年10月に，野洲市と守山市が共同で国から占用許可を受けて整備したものであり，主な施設としては，せせらぎ広場（せせらぎ水路）， ホタル広場（ホタル水路），イベント広場，自由広場がある。

当委員会は，河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果，次のよう に判断した。
動植物の生息•生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが，河川の自然環境 に与える影響は大きくないと推測され，継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。

また，河川とのふれあいの場として相当数の利用者があり，イベント等による利用者交流も図られており，当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って，こ れらの施設はおおむね「川でなければできない利用，川に活かされた利用」に沿ってい ることから，以下の要望事項を附した上で，占用許可の更新は適当であると認める。

【占用許可の更新に関連する要望事項】
（1）当該施設が野洲川河川敷に存することにより，「誰もが河川と容易にふれあえる施設」であることを，申請者はより深く認識するとともに，施設利用者にもそれ らについての理解が深められるような活用方法を検討されたい。
（2）身体障害者用駐車スペースの確保に努められたい。
（3）広く流域住民•施設利用者の意見を聴取するとともに，その反映に努められたい。
（4）「せせらぎ水路」の維持管理方法について検討•改善されたい。
⑤動植物あるいは生態系に及ぼす影響については，「河川水辺の国勢調査」等既存 の調查結果を参考にし，必要に応じて配慮するよう検討されたい。
（6）施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。
（7）園路の舗装について，自然に配慮した構造への改修を検討されたい。
（8）施設利用者の安全確保について，さらなる配慮をされたい。
（9）高木植樹について，植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。
2．検討の経緯

平成21年6月2日
平成21年6月2日

平成21年 8月 3 日
平成21年10月5日

意見照会書の受理
第26回委員会

- 施設の現地調査
- 河川管理者による占用許可申請説明書の説明

第27回委員会
－委員による審議
第28回委員会
－委員による意見書（案）の審議
3．これまでに提出した意見書

なし

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 守安 邦弘 様

河川保全利用委員会 （琵琶湖河川事務所）
委員長 三田村 緒佐武

## 占用許可申請に対する意見書

（守山市 野洲川小浜河川公園）

平成 22 年 6 月 1 日付け国近整琵占調第 4 号にて意見照会のあり ました以下の占用許可申請施設について，下記のとおり答申いたし ます。

占用許可申請施設の概要

| 施設の名称 | 野洲川小浜河川公園 |
| :---: | :---: |
| 場 所 | 守山市小浜町地先 <br> （右岸距離標1． 2 km 付近から 1． 5 km 付近） |
| 主 な 施 設 | 多目的広場，緑地広場，坂路，駐車場 |
| 中 請 者 | 守山市 |
| 占 用 面 積 | 17．268． $60 \mathrm{~m}^{2}$ |

## 1．委員会としての判断•意見•要望

この公園は平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき，野洲川改修事業時の「地域分断」に配慮した地元交流の場として，地元要望により平成14年に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

主な施設は多目的広場，緑地広場及び坂路であり，設置以降，施設の変遷はない。施設利用は自由使用が原則であり，利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民以外の釣り人もい るが，主に地元住民や地元児童を中心に地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況 を見ると，多目的広場は利用も多く管理状態も整っているが，この上流側の緑地広場はほとんど利用されておらず整備も不十分である。

占用箇所は草の刈り残しを行っているもののその範囲は一部である。生態系を含めて環境面を考 えると，高水敷の全幅を占用した利用であり，野洲川河口部における生物の生息•生育環境を縦断方向に分断していることから，それらに影響があると考える。

当委員会は「河川敷利用の基本理念」及び「河川敷利用の基本方針」に則り，スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきとの考えから，当該多目的広場等 は河川敷以外での設置•利用が可能であるため，代替地確保により河川敷以外に全てを設置，又は規模を縮小すべき施設と判断し，前回意見書（平成21年3月31日付け）で代替地の確保又は規模の縮小を検討するように意見した。

その結果，申請者が利用者の少ない緑地広場の廃止を決断したことは，規模の縮小について一定 の対応をしたと判断する。加えて，公園の下流で整備中のヨシ帯再生区域へのアプローチ基地とし ての利用を検討していることから，利用目的が「河川敷利用の基本理念•基本方針」に近づくもの であると考えられる。ただし，アプローチ基地としての利用方法が不明確であるため，今後具体的 な利用方法の検討が望まれる。

これらのことから，当委員会は下記の意見及び要望事項を附した上で，占用許可の更新を行うこ とが妥当であると考える。

【占用許可期限の更新についての意見】
（1）ヨシ帯再生区域へのアプローチ基地としての利用については，具体的な内容を検討し，実現を図るよう指導すること。
（2）次回占用許可更新の際に，河川管理者は上記意見への申請者による対応結果を当委員会 へ報告すること。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】
今後も「河川敷利用の基本理念•基本方針」に合致した利用形態が推進され，公園の利用がスポーツ・レクリエーションのみに偏ることの無いように指導されたい。

2．検討の経緯
平成22年6月1日 意見照会書の受理
平成22年6月1日 委員会 占用許可施設の現地調査河川管理者による概要説明平成21年3月31日付け意見書に基づく報告
平成22年6月28日 委員会委員による占用許可施設の審議
平成22年10月5日委員会 委員による意見書（案）の審議

3．これまでに提出した意見書
平成19年1月18日付け意見書
平成21年3月31日付け意見書

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 守安 邦弘 様

河川保全利用委員会 （琵琶湖河川事務所）


占用許可申請に対する意見書
（守山市 野洲川川田河川公園）

平成22年6月1日付け国近整琵占調第4号にて意見照会のあり ました以下の占用許可申請施設について，下記のとおり答申いたし ます。

占用許可申請施設の概要

| 施設の名称 | 野洲川川田河川公園 |
| :---: | :---: |
| 場 所 | 守山市川田町地先 <br> （左岸距離標5． 3 km 付近から5． 9 km 付近） |
| 主 な 施 設 | 多目的広場，緑地広場，グラウンドゴルフ場，坂路，駐車場 |
| 申 請 者 | 守山市 |
| 占 用 面 積 | 34，152．40 m |

## 1．委員会としての判断•意見•要望

この公園は平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき，平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

主な施設は多目的広場，緑地広場，グラウンドゴルフ場などであり，設置以降，施設についての大きな変遷はない。施設利用は自由使用が原則であり，利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民を中心に他の地域の住民も利用しており，地域に密着した利用者間の交流が図られ ている。利用状況についてはグラウンドゴルフ場の利用者が最も多く，整備も行き届いている。

占用箇所は高水敷の全幅を占用した利用であり，生態系を含めて環境面を考えると，特にグラウ ンドゴルフ場は占用区間の距離が長く，生物の生息•生育環境を縦断方向に分断していることか ら，それらに影響があると考える。

当委員会は「河川敷利用の基本理念」及び「河川敷利用の基本方針」に則り，スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきとの考えから，当該施設は河川敷以外での設置•利用が可能であるため，代替地確保により河川敷以外に全てを設置，又は規模を縮小すべき施設と判断する。これについては前回意見書（平成 2 1 年3月31日付け）においても検討を具体的かつ詳細に行うよう意見を付したところである。これに対して今回は代替地の確保又は規模の縮小について具体的な成果はなかったが，一定の調査•検討を行ったことは評価できる。

また，前回意見書で緑地広場についての適切な利用のあり方について検討するように求めた点に ついては，利用実態に合わせて緑地広場をグラウンドゴルフ場に変更して申請することとしている が，その利用目的はスポーツ施設であり改善したとは言い難い。

一方，低水路の整備が十分でなく安全面等で課題が残る状況であるが，既設の護岸階段を利用し た水際へのアプローチが可能なため，親水空間としての利用が検討されている。これは「基本理念•基本方針」に近づいた方向の利用であると認められるため，今後，具体的な利用方法の検討が望まれる。

これらのことから，当委員会は下記の意見を附した上で，占用許可の更新を行うことが妥当であ ると考える。

【占用許可期限の更新についての意見】
（1）スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保又は規模の縮小，あるいは「河川敷利用の基本理念•基本方針」を踏まえた利用形態への変更を検討するよう指導すること。
（2）次回占用許可更新の際に，河川管理者は上記意見への申請者による対応結果を当委員会 へ報告すること。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】
親水空間としての具体的な利用方法を検討するよう指導されたい。

2．検討の経緯
平成22年6月1日 意見照会書の受理
平成22年6月1日 委員会 占用許可施設の現地調査河川管理者による概要説明平成21年3月31日付け意見書に基づく報告
平成22年6月28日 委員会
平成22年10月5日 委員会
委員による意見書（案）の審議

## 3．これまでに提出した意見書

平成19年1月18日付け意見書平成21年3月31日付け意見書

